

# ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会審議結果

平成26年7月～9月

内発協に設置されたガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会（以下「ガス評価委員会」という。）が平成26年度第2四半期（平成26年7月～9月）に評価を行った物件は表の2件でした。この評価は、都市ガスを燃料とするコージェネレーションシステム（CGS）を防災負荷の非常電源として活用する場合に必要となるものです。

受付番号	本支管／ 供内管の別	都市ガス供給事業者
G14101	供内管	大阪ガス株式会社
G14105	本支管	大阪ガス株式会社

## 評価取得による設置運用

都市ガスを燃料とするCGSを非常電源として設置する場合には、その供給ラインが**消防法令の基準**※を満足していれば予備燃料を持たなくても設置が可能となります。ガス評価委員会の評価を受けた都市ガス供給ラインは消防法令の基準に適合するものとして運用されています。

### ※消防法令の基準とは

#### <自家発電設備の設置について>

屋内消火栓設備やスプリンクラー設備などの電力を必要とする消防用設備等には、停電時にも作動できるように非常電源を設けることが消防法施行令で義務付けられています。自家発電設備は、非常電源の一つとして消防法施行規則で規定されています。

#### <自家発電設備の基準>

消防用設備等の非常電源として使用される自家発電設備の基準として消防法施行規則や、昭和48年消防庁告示第1号が規定されており、停電から電圧確立及び投入までの時間や液体燃料を用いる原動機の燃料保有量、ガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機で予備燃料を持たない場合は、地震の揺れの強さを表す加速度400gal(ガル)(震度6弱)の地震動を受けた後でもガスを安定して供給できる

ことや建物の外壁を貫通する場合は緊急遮断装置を設置することなどが求められます。

#### <都市ガス供給系統>

告示第1号に定める方法によりガス燃料を安定して供給できる場合は都市ガスの単独供給とできますがそれ以外は予備燃料が必要となります。

## ガス評価委員会の概要

ガス評価委員会では、単独供給による常用防災兼用ガス専焼発電設備を設置する場合に消防法令により要求されている事項が具備されていることを評価するものです。

### (1) 評価対象

常用防災兼用ガス専焼発電設備を予備燃料なしで都市ガスの単独供給により設置する場合で、申請により評価を行います。評価は、ガス製造設備の出口バルブ以降から供内管区分バルブまでのガス供給系統を対象として行っています。

### (2) 評価内容

ガス評価委員会では、常用防災兼用ガス専焼発電設備にガス燃料を供給する場合にガス導管が告示第1号に適合しているか否かについて評価を行います。

### (3) ガス評価委員会の開催実績

ガス評価委員会は、平成6年10月より平成26年9月現在までに138回開催されており、現在は、原則として月1回開催されています。

### (4) ガス評価委員会の委員構成

委員会では、地盤工学分野で権威のある東京電機大学の安田教授が委員長を務め、委員として土木・建築分野の著名な学識経験者で構成されています。また、オブザーバとして消防行政の方々にも参加いただいております。